

## 大月町林業研修支援事業費補助金交付要綱

(令和3年訓令第42号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大月町補助金交付規則（昭和43年規則第6号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、大月町林業研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 町長は、適切な森林管理と森林資源の利活用に向けて、地域の森林施業を担う林業事業者等への就業の促進と林業に新たに従事する担い手の育成及び確保を図るため、研修生及び研修受入林業事業者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助金の補助対象経費及び補助率は、別表第一に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (対象研修生)

第4条 補助事業における対象研修生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 森林整備等のために、町長が必要と認める者（過去に研修助成金を受けた者を除く）
- (3) 研修開始年度の4月1日現在において18歳以上65歳未満である者
- (4) 研修開始時点において、林業に従事していない者
- (5) 研修修了後1年以内に、原則、研修受入林業事業者との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者
- (6) 県税及び町税、県に対する税外未収金債務の滞納がない者

### (対象受入事業者)

第5条 補助事業における対象受入事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づき都道府県知事が認定した事業者
- (2) 受入事業者の代表者が対象研修生の1親等又は2親等に該当しない事業者
- (3) 県税及び町税、県に対する税外未収金債務の滞納がない事業者
- (4) 研修指導者として、原則、当該事業者で5年以上の実務経験を有した者を指名できる事業者

### (研修期間)

第6条 補助事業の対象とする研修の期間は、研修生1名につき原則1年間とし、1月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は天候、事故等のやむを得ない理由が生じた場合は、この限りではない。

(研修内容の検討及び状況確認)

第7条 町は、新規就業希望者に対する研修の実施に当たっては、協議会等において、研修内容の検討、研修受入事業体の選定、対象研修生の選考方法、待遇等について検討を行うとともに、事前に研修生個別の研修計画を作成した上で、定期的に研修実施状況の確認を行う。補助対象者は、研修修了後は、研修日誌を町長に提出しなければならない。

(研修の実施及び内容)

第8条 町は、受入事業体への依頼等により、研修生に対する必要な研修を行わなければならない。

(円滑な就業への支援)

第9条 町は、研修終了後の円滑な就業を図るため、受入事業体と連携し、研修生に対し、住宅等に関する情報を提供する等就業準備への支援に努めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第11条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第13条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を外の用途へ使用してはならない。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更)

第14条 補助対象者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの重要な変更をしようとするときは、事前に町長と協議の上、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 研修生の研修の中止
- (3) 研修生の研修の休止及び研修期間の変更
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金額の30パーセントを超える減額

2 町長は、前項の規定による協議の際に、補助対象者に対し、必要な調査を行うことができる。

(状況報告及び調査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第16条 補助対象者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書に、町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第17条 補助対象者は、規則第14条のただし書きの規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、第6号から第8号までの規定については、病気、災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助対象者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) 受入事業体が、研修生が林業に就業するために必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。
- (6) 研修生が、研修終了後1年以内に、原則、受入事業体と常勤雇用契約の締結を行わなかったとき。
- (7) 研修生が、林業事業体での就業を1年以上継続しなかったとき。

(グリーン購入)

第 19 条 補助対象者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 20 条 補助事業に関して、大月町情報公開条例（平成 14 年条例第 16 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 1 2 月 1 3 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

別表第1（第3条関係）

研修生への支援

補助対象経費	研修助成金の使途は、林業研修に要する図書教材費、研修受講費、林業資材購入費、保険料及び研修中の生活費等で、町長が適当であると認めるものとする。
補助対象経費上限額	<p>研修生1人当たり月額150,000円とする。</p> <p>※月途中から研修が開始される場合及びやむを得ない事由により1ヶ月の研修日数が20日に満たない場合は、日割りで計算した金額とする。</p> <p>・月額150,000円の場合には日額7,500円とする。</p>

受入事業体への支援

補助対象経費	研修生の受入に要する経費とする。（研修指導者は、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者の中から代表者が指名する。）
補助対象経費上限額	<p>研修受入事業体に対して月額50,000円とする。ただし、受入事業体が、複数の研修生に対して複数の従業員で研修を受け入れる事業体の場合は、研修生1人当たり50,000円とする。</p> <p>※月途中から研修が開始される場合及びやむを得ない事由により1ヶ月の研修日数が20日に満たない場合は、日割りで計算した金額とする。</p> <p>・月額50000円の場合には日額2,500円とする。</p>

別表第2（第12条、第13条関係）

- 1 暴力団（大月町暴力団排除条例（平成22年条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等がその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。